

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十七号)

改正 平成十九年三月二十八日規則第二十七号

改正 平成二十四年三月三〇日規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。）第十七条第二項及び第三項並びに第三十一条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第二条 条例第十七条第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる職にある者に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 事務局長の職にある者 八千五百円
- 二 総務課長の職にある者 六千円

2 条例第十七条第二項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

(勤務実績簿等)

第三条 広域連合長（その委任を受けた者を含む。）は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記録し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第四条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年規則第二十七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年規則第四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。